

第103回 定時株主総会招集ご通知

日時 | 2026年6月30日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 | 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 3階「ROOM1+2+3」
開催場所は昨年と同じ会場、同じ階となります。
末尾に記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照
ください。

- ・本総会では、お土産はございません。何卒ご理解賜わりますようお願い申し上げます。
- ・本総会より、ライブ配信は中止いたします。
- ・本招集ご通知は、全ての議決権を有する株主様に対して、株主総会参考書類を含めてお送りしております。また、書面交付請求された株主様には、会社法及び当社定款の定めに従って作成した交付書面をお送りしております。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6104/>



芝浦機械株式会社

証券コード：6104

証券コード：6104
2026年6月15日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
芝浦機械株式会社
取締役社長 坂 元 繁 友

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申しあげます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.shibaura-machine.co.jp/jp/ir/sokai.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6104/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「芝浦機械」または「コード」に当社証券コード「6104」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申しあげます。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁～4頁のご案内に従って、2026年6月29日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月30日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
 2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 3階 「ROOM1+2+3」
開催場所は昨年と同じ会場、同じ階となります。
末尾に記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第103期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第103期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. その他招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)複数回議決権を行使された場合は、**最後に行われた議決権行使を有効**なものとしてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、**インターネット等によるものを有効な議決権行使**としてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本招集ご通知は、全ての議決権を有する株主様に対して、株主総会参考書類を含めてお送りしております。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りしておりますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき次に掲げる事項を除いております。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告：業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - ②連結計算書類：連結注記表
 - ③計算書類：個別注記表
 - ◎本総会では、お土産はございません。何卒ご理解賜わりますようお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会への出席による議決権行使の場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月30日（火曜日）午前10時

書面（議決権行使書）による議決権行使の場合



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。また書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2026年6月29日（月曜日）午後5時30分

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内（右記）をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月29日（月曜日）午後5時30分

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2026年6月29日（月曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

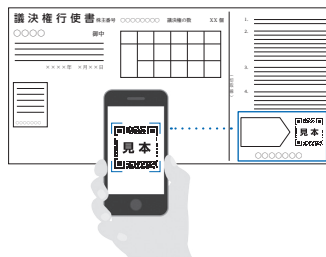
2. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

二次元コードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載の二次元コードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

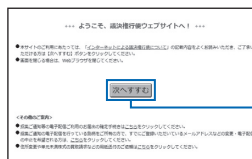
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※二次元コードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

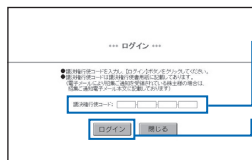
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

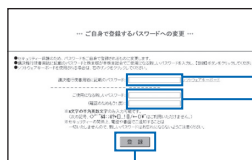
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	備考	取締役会出席状況
1	さかもと しげとも 坂 元 繁 友	代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者 最高執行責任者 工作機械カンパニー長	再任	16回中16回 (100%)
2	おおた ひろあき 大 田 浩 昭	代表取締役 専務執行役員 最高財務責任者 輸出管理本部長兼経営企画本部長兼財務・IR本部長、経営管理本部分担、事業開発本部分担	再任	16回中16回 (100%)
3	こいけ じゅん 小 池 純	取締役 専務執行役員 成形機カンパニー長 SHANGHAI SHIBAURA MACHINE CO., LTD. 董事長	再任	16回中16回 (100%)
4	かい よしあき 甲 斐 義 章	取締役 常務執行役員 R & Dセンター分担 SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA President	再任	16回中16回 (100%)
5	さとう きよし 佐 藤 潔	社外取締役	再任 社外 独立	16回中16回 (100%)
6	いわさき せいご 岩 崎 清 悟	社外取締役	再任 社外 独立	16回中16回 (100%)
7	てら わかみ かずみね 寺 脇 一 峰	社外取締役	再任 社外 独立	16回中15回 (94%)
8	はやかわ ちさ 早 川 知 佐	社外取締役	再任 社外 独立	16回中16回 (100%)
9	いたがき えり 板 垣 絵 里	社外取締役	再任 社外 独立	16回中16回 (100%)

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>さかもと しげとも 坂元 繁友 (1958年5月22日)</p>	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2006年6月 当社企画部長</p> <p>2009年6月 当社取締役</p> <p>2010年6月 当社東京本店長</p> <p>同年10月 当社グローバル戦略室長</p> <p>2013年6月 当社取締役常務執行役員、コンポーネントユニット長兼企画本部長</p> <p>2016年6月 当社代表取締役専務執行役員、コンプライアンス本部長兼輸出管理部長兼経営企画本部長兼相模工場長、RMO</p> <p>2017年4月 当社工作機械ユニット長兼御殿場工場長</p> <p>同年6月 当社経営企画本部分担、TQM推進室分担</p> <p>2019年6月 当社代表取締役副社長執行役員</p> <p>2020年2月 当社代表取締役社長 社長執行役員 最高執行責任者(現任)</p> <p>同年4月 当社輸出管理本部長</p> <p>2021年6月 当社最高経営責任者(現任)</p> <p>2024年10月 当社工作機械カンパニー長(現任)</p> <p>2025年5月 (一社)日本工作機械工業会会長(現任)</p>	27,037株
	<p>【取締役候補者とした理由】 坂元繁友氏は、経営企画部門を中心とした豊富な経験と実績をもとに、2020年2月に当社代表取締役社長に就任後、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきました。今後も更なる企業価値の向上及び経営基盤の一層の強化を期待し、取締役候補者としております。</p> <p>【取締役会出席状況(2025年4月1日から2026年3月31日まで)】 16回中16回全てに出席</p>		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> おお 大 た 田 ひろ 浩 あき 昭 (1962年3月7日)	1984年4月 (株)三井銀行(現、(株)三井住友銀行) 入行 2001年4月 大和証券SMBC(株)(現、大和証券(株)) 入社 2009年2月 GCAサヴィアン(株)(現、フーリハン・ローキー(株)) 入社 2015年3月 GCAサヴィアン(株)取締役CFO、マネージングディレクター 2017年4月 GCA(株)(現、フーリハン・ローキー(株)) マネージングディレクター 2020年4月 GCAパートナーズ(株)(現、フーリハン・ローキー(株)) 専務執行役員 同年6月 当社取締役(現任) 同年8月 当社専務執行役員 最高財務責任者(現任)、経営企画本部分担 2022年6月 当社経営管理本部分担 2024年6月 当社代表取締役、輸出管理本部長兼財務・IR本部長(現任)、社長補佐、企業提携本部分担 2024年10月 当社事業開発本部分担(現任)、SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED Chairman 2025年6月 当社経営企画本部長、経営管理本部分担(現任) 2026年1月 SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED Director(現任)	12,251株
【取締役候補者とした理由】 大田浩昭氏は、他社での業務執行を通じた財務や企業経営に関する豊富な経験と実績をもとに、CFOとして当社グループの経営体制の強化を担っております。今後も当社グループの経営体制の強化に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。 【取締役会出席状況(2025年4月1日から2026年3月31日まで)】 16回中16回全てに出席			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	<p>再任</p> <p>こ いけ じゅん 小 池 純 (1962年6月19日)</p>	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2014年6月 当社射出成形機事業部長</p> <p>2016年6月 当社執行役員</p> <p>2017年4月 SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO., LTD. (現、SHANGHAI SHIBAURA MACHINE CO., LTD.) 董事長</p> <p>同年6月 当社取締役執行役員、成形機ユニット長兼東京本店長、営業推進部分担</p> <p>2018年6月 当社取締役常務執行役員、産業機械ユニット長、相模工場長</p> <p>2019年6月 SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO., LTD. 董事長(現任)、当社上席常務執行役員、産業機械ユニット長兼グローバル推進本部長兼東京本店長</p> <p>2020年4月 当社成形機カンパニー長(現任)</p> <p>2023年6月 当社専務執行役員(現任)</p> <p>2024年6月 当社取締役(現任)</p>	11,432株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>小池純氏は、これまでの成形機事業での業務執行を通じた豊富な経験と実績をもとに、成形機カンパニー長としての観点から経営を担っております。今後も当社グループの事業の発展に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。</p> <p>【取締役会出席状況(2025年4月1日から2026年3月31日まで)】</p> <p>16回中16回全てに出席</p>	
4	<p>再任</p> <p>か い よし あき 甲 斐 義 章 (1972年2月20日)</p>	<p>1997年4月 当社入社</p> <p>2018年4月 当社経営企画本部経営企画部長</p> <p>2019年6月 当社経営企画本部経営戦略室長</p> <p>2020年6月 当社執行役員、経営企画本部長</p> <p>2022年6月 当社経営管理本部長</p> <p>2023年6月 当社常務執行役員(現任)</p> <p>2024年6月 当社取締役(現任)</p> <p>2025年6月 SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA President(現任)</p> <p>2026年1月 当社R&Dセンター分担(現任)</p>	3,734株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>甲斐義章氏は、工学博士としての専門的知見を有し、全社研究開発部門での経験と実績に加え、経営企画部門における豊富な経験と実績をもとに、当社グループの経営の中核を担っております。今後も当社グループの事業の発展に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。</p> <p>【取締役会出席状況(2025年4月1日から2026年3月31日まで)】</p> <p>16回中16回全てに出席</p>	

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	<p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員候補者</p> <p>さとう きよし 佐藤 潔 (1956年4月2日)</p>	<p>1979年4月 東京エレクトロン(株)入社</p> <p>2003年4月 同社社長付執行役員</p> <p>同年6月 同社代表取締役社長</p> <p>2009年4月 同社取締役副会長</p> <p>2011年6月 同社取締役 Tokyo Electron America, Inc.取締役会長 Tokyo Electron Europe Ltd.取締役会長</p> <p>2013年11月 TEL Solar AG取締役社長</p> <p>2016年6月 東京エレクトロン山梨(株)監査役</p> <p>2017年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2019年6月 マツダ(株)社外取締役(現任)</p> <p>同年同月 稲畑産業(株)社外取締役</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 佐藤氏は、人格、見識ともに優れており、海外事業を含め他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かして、業務執行の妥当性・適正性確保のための助言・提言等いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。</p> <p>【独立性について】 重要な兼職先であるマツダ(株)と当社との間に、特別の関係はありません。</p> <p>【取締役会出席状況(2025年4月1日から2026年3月31日まで)】 16回中16回全てに出席</p>			
6	<p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員候補者</p> <p>いわ きき せい ご 岩崎 清悟 (1946年10月8日)</p>	<p>1969年3月 静岡ガス(株)入社</p> <p>1988年7月 同社総合企画グループリーダー</p> <p>1996年3月 同社取締役</p> <p>2000年3月 同社常務取締役</p> <p>2001年3月 同社専務取締役</p> <p>2006年3月 同社代表取締役 取締役社長</p> <p>2011年1月 同社代表取締役 取締役会長</p> <p>2014年5月 スター精密(株)社外取締役</p> <p>2015年6月 (株)村上開明堂社外取締役</p> <p>2018年1月 静岡ガス(株)取締役特別顧問</p> <p>同年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2020年3月 静岡ガス(株)特別顧問</p>	9,300株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 岩崎清悟氏は、人格、見識ともに優れており、他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かして、業務執行の妥当性・適正性確保のための助言・提言等いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。</p> <p>【取締役会出席状況(2025年4月1日から2026年3月31日まで)】 16回中16回全てに出席</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	<p data-bbox="278 216 334 246">再任</p> <p data-bbox="278 258 480 288">社外取締役候補者</p> <p data-bbox="278 300 458 331">独立役員候補者</p> <p data-bbox="269 364 509 405">寺脇一峰 (1954年4月13日)</p>	<p data-bbox="530 208 954 238">1980年4月 東京地方検察庁検事任官</p> <p data-bbox="530 238 855 269">2014年1月 公安調査庁長官</p> <p data-bbox="530 269 928 299">2015年1月 仙台高等検察庁検事長</p> <p data-bbox="530 299 928 329">2016年9月 大阪高等検察庁検事長</p> <p data-bbox="530 329 976 359">2017年4月 大阪高等検察庁検事長退官</p> <p data-bbox="560 359 1165 409">同年6月 弁護士登録(東京弁護士会)、鈴木諭法律事務所(現、シン・ベル法律事務所)(現任)</p> <p data-bbox="530 409 954 439">2018年2月 キューピー(株)社外監査役</p> <p data-bbox="560 439 1025 470">同年6月 (株)商工組合中央金庫社外監査役</p> <p data-bbox="530 470 938 500">2019年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p data-bbox="560 500 928 530">同年同月 鹿島建設(株)社外監査役</p> <p data-bbox="530 530 1010 560">2023年6月 鹿島建設(株)社外取締役(現任)</p> <p data-bbox="278 560 1165 875"> 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 寺脇一峰氏は、人格、見識ともに優れており、検察官及び弁護士や他社社外役員として得られた豊富な経験と見識を活かして、業務執行の妥当性・適正性確保のための助言・提言等いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。 【独立性について】 重要な兼職先である鹿島建設(株)と当社との間に、特別の関係はありません。 【取締役会出席状況(2025年4月1日から2026年3月31日まで)】 16回中15回に出席 </p>	1,000株

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
8	<p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員候補者</p> <p>はやかわちさ 早川知佐 (1968年6月27日)</p>	<p>1991年4月 (株)三洋証券入社</p> <p>1998年3月 (株)ファンケル入社</p> <p>2009年7月 カルビー(株)入社</p> <p>2011年4月 同社IR部長</p> <p>2013年4月 同社執行役員、IR本部長</p> <p>2014年4月 同社経営企画・IR本部長</p> <p>2016年4月 同社東日本事業本部副本部長</p> <p>2017年4月 同社東日本事業本部長</p> <p>2019年4月 同社財務経理本部長</p> <p>2020年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2021年4月 カルビー(株)財務経理・IR本部長</p> <p>2022年3月 (株)ミルボン社外取締役(現任)</p> <p>同年4月 カルビー(株)常務執行役員CFO</p> <p>2023年4月 カルビー(株)執行役員カルビーアジア・オセアニアリージョンCFO</p>	1,300株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 早川知佐氏は、人格、見識ともに優れており、税理士、証券アナリストとしての専門的な知識及び幅広い業務執行を通じて得られた豊富な経験と見識を活かして、業務執行の妥当性・適正性確保のための助言・提言等いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。</p> <p>【独立性について】 重要な兼職先である(株)ミルボンと当社との間に、特別の関係はありません。</p> <p>【取締役会出席状況(2025年4月1日から2026年3月31日まで)】 16回中16回全てに出席</p>			
9	<p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員候補者</p> <p>いたがきえり 板垣絵里 (1960年9月22日)</p>	<p>1983年4月 住友商事(株)入社</p> <p>1988年2月 アンダーセングループ(現、有限責任あずさ監査法人)入社</p> <p>1995年1月 公認会計士・税理士板垣総合事務所入所</p> <p>1996年4月 同事務所副所長</p> <p>2020年6月 全国保証(株)社外監査役</p> <p>2021年9月 (株)ニイタカ社外取締役(監査等委員)</p> <p>2024年6月 当社社外取締役(現任)</p>	500株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 板垣絵里氏は、人格、見識ともに優れており、大手監査法人及び公認会計士事務所に長年従事し得られた会計分野における専門的知見及び他社社外役員として得られた豊富な経験と見識を活かして、業務執行の妥当性・適正性確保のための助言・提言等いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。</p> <p>【取締役会出席状況(2025年4月1日から2026年3月31日まで)】 16回中16回全てに出席</p>			

(注) 1. 上記の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 小池純氏は、2017年6月から2019年6月まで当社取締役役に就任しておりました。
3. 佐藤潔、岩崎清悟、寺脇一峰、早川知佐、板垣絵里の五氏は、社外取締役候補者であります。
4. 佐藤潔、岩崎清悟、寺脇一峰、早川知佐、板垣絵里の五氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって佐藤潔氏は9年、岩崎清悟氏は8年、寺脇一峰氏は7年、早川知佐氏は6年、板垣絵里氏は2年となります。
5. 当社は佐藤潔、岩崎清悟、寺脇一峰、早川知佐、板垣絵里の五氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、五氏の再任が承認された場合、当社は五氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、佐藤潔、岩崎清悟、寺脇一峰、早川知佐、板垣絵里の五氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、五氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
8. 佐藤潔氏は2019年6月にマツダ株式会社の社外取締役に就任し現在に至っておりますが、その在任中である2024年6月、同社の衝突試験における試験車両の不正加工と出力試験におけるエンジン制御ソフトの書換えの不正行為があったとして、国土交通省から再発防止に向けた指導を受けました。同氏は、同社の実態調査により当該不正行為が判明するまでその事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会等において法令遵守やリスク管理の重要性について注意喚起を行ってまいりました。当該不正行為の事実認識後は、再発防止に向けた取り組みに対して助言や監督を行うなど、その職責を果たしております。

(ご参考) 第1号議案承認可決後の取締役が有する知識・経験・能力

第1号議案が承認可決され、本定時株主総会終了後の取締役会で承認された場合の取締役会の体制は以下のとおりです。なお、取締役の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

<当社取締役のスキル・マトリックス>

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、経営戦略に照らし、特に必要なスキルとして経営的、営業的、技術的専門能力に加えより高度なファイナンスの知識、株式市場との対話能力等を重視しており、独立社外取締役にはマネジメントに精通した企業経営経験者及びコンプライアンス、企業法務に精通した弁護士、財務会計に精通した公認会計士、IRの専門家などの専門性の高い人材を選任して、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを取るようにしています。

氏名	役職	性別	専門性を発揮できる分野と経験								
			企業経営	内部統制・ガバナンス	法務・コンプライアンス	財務・会計	M&A・提携	IR・SR	製造・開発	マーケティング	国際経験
坂元 繁友	代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者 最高執行責任者	男性	●	●			●	●	●	●	●
大田 浩昭	代表取締役 専務執行役員 最高財務責任者	男性	●	●		●	●	●			●
小池 純	取締役 専務執行役員	男性	●	●					●		●
甲斐 義章	取締役 常務執行役員 最高技術責任者	男性	●	●			●		●		●
佐藤 潔	社外取締役	男性	●	●			●			●	●
岩崎 清悟	社外取締役	男性	●	●						●	
寺脇 一峰	社外取締役	男性		●	●						
早川 知佐	社外取締役	女性		●		●		●			
板垣 絵里	社外取締役	女性		●		●	●				
高橋 宏	取締役(常勤監査等委員)	男性		●		●					●
今村 昭文	社外取締役(監査等委員)	男性		●	●						
荻 茂生	社外取締役(監査等委員)	男性		●		●					●

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2025年6月23日開催の第102回定時株主総会において決議された補欠の監査等委員である取締役宇佐美敦子氏の選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
宇佐美敦子 (1960年3月9日)	1984年4月 東京国税局入局 1996年9月 山田&パートナーズ会計事務所(現、税理士法人山田&パートナーズ)入所 2007年7月 国税不服審判所 国税審判官 2011年7月 税理士法人山田&パートナーズ(現任) 2013年1月 同税理士法人社員 2019年1月 同税理士法人代表社員 2021年6月 東テク(株)社外取締役(現任)	0株
<p>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 宇佐美敦子氏は、人格、見識ともに優れており、税理士や他社社外役員として得られた豊富な経験と見識を監査における幅広い意見に反映していただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> <p>【独立性について】 重要な兼職先である東テク(株)と当社との間に、特別の関係はありません。</p>		

- (注) 1. 宇佐美敦子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宇佐美敦子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 宇佐美敦子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。宇佐美敦子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 宇佐美敦子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、独立役員として指定する予定であります。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国の通商政策やウクライナ情勢の懸念継続に加え、イラン情勢の緊迫化による地政学リスクの高まりなど、依然として先行き不透明な状況が続きました。

当社グループを取り巻く経済環境においても、米国の通商政策やイラン情勢の緊迫化などの影響により、自動車市場を中心に設備投資の様子見が継続するなど厳しい状況で推移いたしました。

このような経済環境のもとで、当社グループは中期経営計画「中計2026」（2024年度～2026年度）で掲げている事業ポートフォリオの組み替え、顧客の生産性向上に寄与するシステムエンジニアリング装置販売・直販への軸足シフト、事業ポートフォリオ組み替えにリンクした人材戦略、ESG経営の推進等の基本方針に基づき諸施策を遂行しておりますが、「『中計2026』26年度緊急対応について」（2025年11月19日付）にて公表のとおり「中計2026」は事業環境の大幅な変化により、2026年度の目標は未達となる見込みです。「26年度緊急対応」を策定し2026年度の業績にも寄与するよう施策を推進しております。

当連結会計年度の前連結会計年度比における受注高は工作機械セグメントを中心に全セグメントで増加し、1,191億5千6百万円(前連結会計年度比11.0%増、海外比率63.1%)となりました。売上高は射出成形機、工作機械、超精密加工機が増加しましたが、中国におけるリチウムイオン電池向けセパレータフィルム製造装置の減少により、1,328億1千5百万円(前連結会計年度比21.0%減、海外比率69.7%)となりました。損益については、規模減少による減益などにより、営業利益は43億6千7百万円(前連結会計年度比69.0%減)、経常利益は50億2百万円(前連結会計年度比64.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に計上した固定資産売却益の反動減、2025年11月28日に持分取得し連結子会社化したSHIBAURA MACHINE LWB GmbHののれんの減損損失などにより、10億2千8百万円(前連結会計年度比91.8%減)となりました。

当社グループの事業別の受注高、売上高及び営業の概況は、次のとおりであります。

事業	受注高 (〔 〕内は構成比)	売上高 (〔 〕内は構成比)
成形機事業 [射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など]	75,353 [63.2%]	98,854 [74.4%]
工作機械事業 [工作機械(大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤など)、超精密加工機など]	34,946 [29.3%]	25,278 [19.0%]
制御機械事業 [産業用ロボット、電子制御装置、システムエンジニアリングなど]	6,813 [5.7%]	6,501 [4.9%]
その他の事業	2,043 [1.8%]	2,182 [1.7%]
合計	119,156 [100.0%]	132,815 [100.0%]

成形機事業 [射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など]

射出成形機においては、販売は国内、北米、東南アジア、欧州で増加いたしました。受注は自動車市場の停滞や設備投資の様子見継続の影響もあり、国内、インドで減少いたしました。

ダイカストマシンにおいては、自動車向けが、販売は北米、東南アジアで増加したものの、国内、中国で減少、受注は北米、インド、中国で増加したものの、国内、東南アジアで減少いたしました。

押出成形機においては、中国におけるリチウムイオン電池向けセパレータフィルム製造装置が、販売は減少、受注は増加いたしました。

この結果、成形機事業全体の受注高は753億5千3百万円(前連結会計年度比0.2%増、海外比率73.3%)、売上高は988億5千4百万円(前連結会計年度比27.9%減、海外比率80.0%)、営業利益は27億3千9百万円(前連結会計年度比80.6%減)となりました。

工作機械事業 [工作機械(大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤など)、超精密加工機など]

工作機械においては、販売は国内における産業機械等及びインドにおけるエネルギー向けが増加いたしました。受注は北米におけるエネルギー、航空・宇宙及び中国における風力発電向けが増加いたしました。

超精密加工機においては、販売及び受注はAI普及拡大による大型サーバー需要に伴い、中国における光通信向けが増加いたしました。また、販売は中国における自動車向け、国内における半導体向けも増加いたしました。

この結果、工作機械事業全体の受注高は349億4千6百万円(前連結会計年度比44.9%増、海外比率55.8%)、売上高は252億7千8百万円(前連結会計年度比18.6%増、海外比率51.7%)、営業利益は20億6千6百万円(前連結会計年度比3.5倍)となりました。

制御機械事業 [産業用ロボット、電子制御装置、システムエンジニアリングなど]

制御機械においては、国内における電子制御装置が、販売は減少、受注は増加いたしました。

この結果、制御機械事業全体の受注高は68億1千3百万円(前連結会計年度比6.2%増、海外比率6.5%)、売上高は65億1百万円(前連結会計年度比19.9%減、海外比率7.0%)、営業損失は4億8千8百万円(前連結会計年度は営業利益1億8百万円)となりました。

その他の事業

その他の事業全体の受注高は20億4千3百万円(前連結会計年度比27.2%増、海外比率0.3%)、売上高は21億8千2百万円(前連結会計年度比31.8%増、海外比率0.6%)、営業利益は2千4百万円(前連結会計年度は営業損失7億2千5百万円)となりました。

(2) 設備投資等と資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資額は24億1千5百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - ・ 当社
沼津工場 機械装置（生産設備等） 増設
- ② 当連結会計年度において継続中の主要設備
 - ・ 当社
沼津工場 機械装置（生産設備等） 増設

なお、これらに要した資金は、自己資金をもって充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

2026年度を最終年度とする中期経営計画「中計2026」は、攻めと守りのメリハリの効いた戦略推進による高収益企業へのステップアップを図り、2030年度に「売上高3,000億円企業」へ向けたマイルストーンとして、2026年度までに「定常的に売上高2,000億円を出せる企業」を目指してまいりました。

しかしながら、EVシフトの遅延、米国関税政策などの影響により、自動車産業を中心に設備投資の様子見及び延期が見られました。その結果、2026年度の売上につながる受注残の形成ができず、「中計2026」の目標達成を先延ばしせざるを得なくなりました。

これに対しては、「『中計2026』26年度緊急対応について」（2025年11月19日付）にて公表した施策を推進してまいります。

① 「中計2026」の進捗・成果

「中計2026」の2年目となる2025年度までに、以下の施策を実施いたしました。

成長著しいインド市場においてシェアを伸ばすため、インド工場に新工場を増設し、油圧式射出成形機の増産と電動式射出成形機の生産を開始いたしました。さらに販売拡大に繋げるためテクニカルセンターを開設いたしました。射出成形機の中国市場において原価低減と競争力強化を図るため、中国国内のパートナー企業へOEM委託する体制への移行を進めました。また、経営効率の向上を目的に新たに中国安徽省に製造現地法人を設立した一方、中国上海市の既存製造現地法人は閉鎖いたします。欧州市場の再進出の足掛かりとして、ドイツの堅型射出成形機メーカーであるLWB Steinkl GmbH（現SHIBAURA MACHINE LWB GmbH）を買収いたしました。

自動車業界におけるギガキャストの動きへ対応し、現在開発中の低圧鋳造技術に加え、超大型ダイカストマシンに参入し、世界最大級の型締力12,000tの超大型ダイカストマシンを受注いたしました。

次世代電池市場において将来需要の拡大が見込まれるドライ電極市場への参入や、更なるその技術を活用した全固体電池への展開も見据え、AM Batteries Inc.へ出資いたしました。

超精密加工機の北米での拡販に向けた、営業・サービス人員の増員及び市場調査を行い、ターゲットドメインを選定いたしました。

日本国内においては生産に寄与しない土地を売却するなど、資産効率向上に資する施策にも努めてまいりました。

② 対処すべき課題

当社グループは、2026年度を最終年度とする中期経営計画「中計2026」の目標は未達となる見込みですが、その乖離幅を埋めるべく「26年度緊急対応」を進めております。足元の世界経済は、地政学リスクの高まりから、設備投資に慎重な姿勢が見られることに加え、原油や部材の調達難、価格高騰懸念の高まりなど、一層の不透明感が漂う経済環境ではありますが、引き続き「中計2026」で取り組んでいる戦略・施策の実行と成果刈り取りのスピードを速めてまいります。

射出成形機は、市場拡大が見込まれるインドにおいて、増産によるインド国内の需要の取り込みと、原価低減による利益改善を図るとともに、中東・アフリカ・欧米・東南アジア等への輸出に注力。欧州においては、買収したドイツのSHIBAURA MACHINE LWB GmbHを足掛かりとして、容器・医療のドメインを中心に、クロスセルとインド工場からの部材調達による原価低減などのシナジー効果で、販売を拡大してまいります。中国においては、OEM生産と原価低減により販売の拡大と収益性の向上を図ります。

押出成形機は、再生可能エネルギー用及びデータセンター用のエネルギー貯蔵システムの電池需要の取り込み、また、リチウムイオン電池から将来置き換わるとされる次世

代電池に対応する技術・製品の開発に注力してまいります。

超精密加工機は、データセンター増設を背景としたコネクタ用金型向けの需要、中国以外の新たな市場開拓を進め自動車・光通信・医療・プレス金型のドメインをターゲットとした欧米における需要を取り込んでまいります。

ダイカストマシンは、ギガキャストに対応し、引き続き低圧鑄造技術の開発や超大型ダイカストマシン6,000～12,000t級に加え4,500t級のラインアップ化を進めてまいります。

工作機械は、需要の高まりが想定される建設機械・マイニングなどのエネルギー関連、航空・宇宙、造船、防衛産業などのドメインに注力してまいります。

サービス事業の強化、生産年齢人口の減少を背景とした顧客からの生産工程の自動化ニーズに対応するためのシステムエンジニアリング装置販売等により、利益率の改善を図ってまいります。

今後製造業が直面する「メガトレンド」に卓越した技術力で応え、社会的課題の解決と企業価値向上の両立を目指すため、エネルギー関連と生産性の向上を軸として事業ポートフォリオを設定することで、目指すポートフォリオに向けた技術開発を推進し、常に顧客に寄り添いニーズに合った商品を創出、提供し続けてまいります。

生産効率と生産能力向上に向けた沼津工場の再編、新装置開発と販売促進に対応する押出成形機テクニカルセンターの建設、環境対応に向けた再生可能エネルギー等への投資、全社基幹システム（ERP）の更新、DX戦略の推進に加え、M&A／アライアンスなどを活用し、当社グループの企業価値向上に向けた投資を推進してまいります。

引き続き、法令遵守、ISO9001、14001をベースとした品質・環境管理の徹底、事業ポートフォリオ変革と連携した人材戦略、社会貢献への積極的な取り組みなど、ESG経営の推進により持続可能な社会の実現と企業価値向上を目指してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 100 期 (2022年度)	第 101 期 (2023年度)	第 102 期 (2024年度)	第 103 期 (2025年度)
受 注 高(百万円)	191,653	121,155	107,346	119,156
売 上 高(百万円)	123,197	160,653	168,191	132,815
経 常 利 益(百万円)	5,279	14,604	14,085	5,002
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	6,441	17,920	12,597	1,028
1株当たり当期純利益(円)	266.63	741.57	529.56	43.51
総 資 産 (百万円)	205,100	253,172	199,607	173,476
純 資 産 (百万円)	89,118	111,705	117,171	118,541

(注)「1株当たり当期純利益」は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には会社法に規定される親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
芝浦機械エンジニアリング株式会社	百万円 100	% 100.0	成形機、工作機械の販売・サービス
株式会社ファンクショナル・フルイッド	百万円 24	100.0	二次冷却システムの製造・販売・サービス
東 栄 電 機 株 式 会 社	百万円 350	100.0	制御機械の製造・販売
テ ク ノ リ ン ク 株 式 会 社	百万円 60	100.0	合理化、省力化システムの企画・設計・製造並びに販売
芝 浦 セ ム テ ッ ク 株 式 会 社	百万円 50	100.0	環境測定機器の販売・サービス、環境測定・分析業務
芝 浦 産 業 株 式 会 社	百万円 50	100.0	グループ内の福利厚生・支援業務
SHIBAURA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD.	千人民元 82,770	100.0	成形機、制御機械の製造・販売
SHIBAURA MACHINE (ANHUI) CO., LTD.	千人民元 28,116	100.0	成形機の製造・販売
SHANGHAI SHIBAURA MACHINE CO., LTD.	千人民元 3,139	100.0	成形機、工作機械、制御機械の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE (SHENZHEN) CO., LTD.	千人民元 3,514	100.0	成形機の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.	千タイバーツ 800,000	※ 100.0	成形機の製造・販売
SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED	千インドルピー 349,745	※ 100.0	成形機の製造・販売・サービス、工作機械の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE (THAILAND) CO., LTD.	千タイバーツ 54,000	※ 100.0	成形機、工作機械の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE SINGAPORE PTE. LTD.	千シンガポールドル 2,400	100.0	成形機、工作機械の販売・サービス
PT. SHIBAURA MACHINE INDONESIA	百万インドネシアルピア 10,000	※ 100.0	成形機の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE VIETNAM COMPANY LIMITED	百万ベトナムドン 6,186	100.0	成形機、制御機械の販売・サービス

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA	千米ドル 23,000	% 100.0	成形機、工作機械の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE LWB GmbH	千ユーロ 500	※ 80.0	成形機の製造・販売
SHIBAURA MACHINE EMEA GmbH	千ユーロ 25	100.0	欧州域内グループ会社の経営管理、成形機の販売・サービス

- (注) 1. 議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。
2. 当社には会社法に規定される特定完全子会社はありません。
3. 当社は、2025年5月1日付で株式会社ファンクショナル・フルイッドの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
4. 当社は、2025年5月8日付でSHIBAURA MACHINE EMEA GmbHを設立いたしました。
5. 当社は、2025年11月28日付でSHIBAURA MACHINE EMEA GmbHを通じてSHIBAURA MACHINE LWB GmbHの持分を取得し、同社を連結子会社といたしました。
6. 当社は、2025年12月15日付でSHIBAURA MACHINE (ANHUI) CO., LTD.を設立いたしました。
7. PT. SHIBAURA MACHINE INDONESIA、SHIBAURA MACHINE VIETNAM COMPANY LIMITEDは、当社グループにおける重要性が増したため当連結会計年度より重要な子会社として追加いたしました。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、各種機械・器具・装置の製造・販売・サービスを主な事業としており、主要製品は、次のとおりであります。

事 業	主 要 製 品
成 形 機 事 業	射出成形機 ダイカストマシン 押出成形機
工 作 機 械 事 業	大型機 門形機 横中ぐり盤 立旋盤 超精密加工機
制 御 機 械 事 業	産業用ロボット 電子制御装置 システムエンジニアリング
そ の 他 の 事 業	材料加工 環境測定など

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社の主要な営業所及び工場

当 社	本 社	東京本社（東京都千代田区内幸町二丁目2番2号） 沼津本社（静岡県沼津市大岡2068番地の3）
	支 店	東北支店（宮城県仙台市） 中部支店（愛知県名古屋市） 関西支店（大阪府東大阪市） 九州支店（福岡県福岡市）
	営 業 所	高崎営業所（群馬県高崎市） 浜松営業所（静岡県浜松市） 広島営業所（広島県広島市） 尾道営業所（広島県尾道市）
	工 場	沼津工場（静岡県沼津市） 相模工場（神奈川県座間市） 御殿場工場（静岡県御殿場市）

② 国内子会社の主要な営業所及び工場

芝浦機械エンジニアリング株式会社	本社、成形機サービス本部(射出成形機)(静岡県沼津市) 成形機サービス本部(ダイカストマシン)(神奈川県座間市) 工作機械サービス本部（静岡県御殿場市）
株式会社ファンクショナル・フルイッド	大阪府大阪市
東栄電機株式会社	静岡県三島市
テクノリンク株式会社	愛知県岩倉市
芝浦セムテック株式会社	静岡県沼津市
芝浦産業株式会社	静岡県沼津市

(注) 当社は、2025年5月1日付で株式会社ファンクショナル・フルイッドの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

③ 海外子会社の主要な営業所及び工場

SHIBAURA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD.	中国 上海市
SHIBAURA MACHINE (ANHUI) CO., LTD.	中国 安徽省
SHANGHAI SHIBAURA MACHINE CO., LTD.	中国 上海市
SHIBAURA MACHINE (SHENZHEN) CO., LTD.	中国 深せん市
SHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.	タイ ラヨン県
SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED	インド チェンナイ市

SHIBAURA MACHINE (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク都
SHIBAURA MACHINE SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
PT. SHIBAURA MACHINE INDONESIA	インドネシア ジャカルタ首都特別州
SHIBAURA MACHINE VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム ハノイ市
SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA	米国 イリノイ州
SHIBAURA MACHINE LWB GmbH	ドイツ バイエルン州
SHIBAURA MACHINE EMEA GmbH	ドイツ バイエルン州

- (注) 1. 当社は、2025年5月8日付でSHIBAURA MACHINE EMEA GmbHを設立いたしました。
2. 当社は、2025年11月28日付でSHIBAURA MACHINE EMEA GmbHを通じてSHIBAURA MACHINE LWB GmbHの持分を取得し、同社を連結子会社といたしました。
3. 当社は、2025年12月15日付でSHIBAURA MACHINE (ANHUI) CO., LTD.を設立いたしました。
4. PT. SHIBAURA MACHINE INDONESIA、SHIBAURA MACHINE VIETNAM COMPANY LIMITEDを、当連結会計年度より重要な子会社としたため、主要な営業所及び工場に追加いたしました。

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,135名	+153名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,536名	△24名	43.8歳	19.6年

(注) 上記には、使用人兼務取締役及び子会社等への出向者を含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,610百万円
株式会社静岡銀行	2,610

(10) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2026年5月18日開催の取締役会において、当社の100%子会社であるSHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICAを通じてMoore Nanotechnology Systems, LLCの全持分を取得して子会社化することを決定し、同日付で持分譲渡契約を締結いたしました。

なお、本子会社化に関する詳細は連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 72,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 24,820,406株 (自己株式 1,173,394株を含む)
 (3) 株主数 11,929名 (前期末比 2,999名減)
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,919千株	16.58%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,114	8.94
野村證券株式会社	1,026	4.34
株式会社静岡銀行	596	2.52
芝浦機械従業員持株会	544	2.30
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	535	2.27
芝浦機械取引先持株会	487	2.06
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	442	1.87
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY	424	1.80
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	369	1.56

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,173,394株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	9,581株	4名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(5)当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。
 2. 上記株式は譲渡制限付株式報酬として交付されたもので、株式数は勤務継続型譲渡制限付株式報酬として交付された5,060株及び業績連動型譲渡制限付株式報酬として交付された4,521株の合計です。
 3. 上記のほか、役付執行役員4名(取締役を兼務する役付執行役員を除く)に対し、勤務継続型譲渡制限付株式報酬2,988株を交付し、役付執行役員5名(取締役を兼務する役付執行役員を除き、退任者を含みます。)に対し、業績連動型譲渡制限付株式報酬3,436株を交付しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者 最高執行責任者	坂 元 繁 友	工作機械カンパニー長 一般社団法人日本工作機械工業会会長
代表取締役 専務執行役員 最高財務責任者	大 田 浩 昭	輸出管理本部長兼経営企画本部長兼財務・IR本部長、 経営管理本部分担、事業開発本部分担
取 締 役 専務執行役員	小 池 純	成形機カンパニー長 SHANGHAI SHIBAURA MACHINE CO., LTD. 董事長
取 締 役 常務執行役員	甲 斐 義 章	R&Dセンター分担 SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA President
取 締 役	佐 藤 潔	マツダ株式会社社外取締役
取 締 役	岩 崎 清 悟	－
取 締 役	寺 脇 一 峰	シン・ベル法律事務所弁護士 鹿島建設株式会社社外取締役
取 締 役	早 川 知 佐	カルビー株式会社執行役員カルビーアジア・オセアニア リージョンCFO 株式会社ミルボン社外取締役
取 締 役	板 垣 絵 里	－
取締役（常勤監査等委員）	高 橋 宏	－
取締役（監査等委員）	今 村 昭 文	ひびき法律事務所弁護士 JBCホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 大友ロジスティクスサービス株式会社社外監査役 株式会社協和精工社外監査役
取締役（監査等委員）	荻 茂 生	荻公認会計士事務所公認会計士 アルコニックス株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役佐藤潔、岩崎清悟、寺脇一峰、早川知佐、板垣絵里、今村昭文、荻茂生の七氏は、社外取締役であります。また、社外取締役全員は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、高橋宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 常勤監査等委員である取締役高橋宏氏及び監査等委員である取締役荻茂生氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査等委員である取締役高橋宏氏は、過去に当社財務部門において、長年にわたり業務に携わってまいりました。
 - ・監査等委員である取締役荻茂生氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 重要な兼職の状況に関する異動は、以下のとおりです。
- ・取締役寺脇一峰氏は、2026年2月26日付でキューピー株式会社の社外監査役を退任いたしました。
 - ・取締役早川知佐氏は、2026年3月31日付でカルビー株式会社の執行役員カルビーアジア・オセアニアリージョンCFOを退任いたしました。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。2026年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
代表取締役社長 最高経営責任者 最高執行責任者	坂 元 繁 友	工作機械カンパニー長 一般社団法人日本工作機械工業会会長
代表取締役 専務執行役員 最高財務責任者	大 田 浩 昭	輸出管理本部長兼経営企画本部長兼財務・IR本部長、 経営管理本部分担、事業開発本部分担
取 締 役 専務執行役員	小 池 純	成形機カンパニー長 SHANGHAI SHIBAURA MACHINE CO., LTD. 董事長
取 締 役 常務執行役員	甲 斐 義 章	R&Dセンター分担 SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA President
専務執行役員	後 藤 英 一	生産センター長兼沼津工場長兼御殿場工場長、全社環境責任者 SHIBAURA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD. 董事長 SHIBAURA MACHINE (ANHUI) CO., LTD. 董事長 芝浦セムテック株式会社 取締役社長
専務執行役員	石 見 和 久	成形機カンパニー 副カンパニー長 押出成形機管掌
常務執行役員	長 谷 川 豊	営業戦略本部長兼東京本店長兼制御機械本部長 SHIBAURA MACHINE EUROPE S.R.L. Chairman
常務執行役員	小久保 光典	R&Dセンター長兼相模工場長、品質保証統括責任者
常務執行役員	Georg P. Holzinger	成形機カンパニー 副カンパニー長 射出・ダイカスト管掌 SHIBAURA MACHINE EMEA GmbH Managing Director SHIBAURA MACHINE EUROPE S.R.L. Managing Director SHIBAURA MACHINE LWB GmbH Managing Director
執 行 役 員	百 々 隆 介	法務本部長
執 行 役 員	岩 松 健	経営管理本部長兼経営管理本部秘書室長兼人事総務部長
執 行 役 員	稲 津 正 人	工作機械カンパニー 工作機械営業部長
執 行 役 員	高 津 英 生	SHIBAURA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD. 董事・総経理
執 行 役 員	小 澤 浩 二	経営企画本部経営企画部長
執 行 役 員	葛 西 敏 裕	SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED Chairman
執 行 役 員	K u m a r Mathrubootham	SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED Managing Director

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役全員（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬諮問委員会からの答申に基づいた決定を行うことを前提として代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）に委任し、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）からの報告により確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

- ア. 取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下①から④において同様）の個人別の報酬等（後記イ. 及びウ. に定める報酬等を除きます。）の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含みます。）

当社の取締役の報酬等として、役職位を基本とした月額報酬を支給し、その水準は、成形機・工作機械等の機械業界の水準、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して経営能力及び責任に見合う適切な水準とする。

- イ. 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等の業績指標の内容及び業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含みます。）

- (ア) 金銭報酬（現金賞与）

社内取締役の金銭報酬（現金賞与）として、会社業績向上を図るための業績連動報酬を毎事業年度一定の時期に支給する。当該金銭報酬については、定量的な業績と定性的な評価での算定とし、定量的な業績指標は企業価値の持続的な向上の指標となる連結営業利益率、連結ROE（自己資本利益率）と連結ROIC（投下資本利益率）を選定する。なお、業績連動報酬の水準は、成形機・工作機械等の機械業界の水準、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して経営能力及び責任に見合う適切な水準とした上で、具体的には下記の計算式により算出する。

現金賞与額＝役位別基礎報酬×年度業績支給率

年度業績支給率＝当該年度の連結営業利益率に基づく支給率×60%＋当該年度の連結ROE(自己資本利益率)に基づく支給率×20%＋当該年度の連結ROIC(投下資本利益率)に基づく支給率×20%

- (イ) 業績連動型譲渡制限付株式報酬

社内取締役の株式報酬として、会社業績向上を図るための業績連動型譲渡制限付株式報酬を原則として毎事業年度終了後に支給する。当該株式報酬については、各事業年度を評価対象期間とし、対象取締役の役位に基づいて定めた株式数（以下、「役位別基礎株式数」といいます。）に取締役会があらかじめ定めた業績指標の事業年度終了時における達成度（以下、「業績支給率」といいます。）を乗じた数を支給株式数とする。

業績支給率は取締役会において定めるものとし、下記の計算式により算出する。

業績支給率＝当該年度の連結営業利益率に基づく支給率×60%＋当該年度の連結ROE（自己資本利益率）に基づく支給率×20%＋当該年度の連結ROIC（投下資本利益率）に基づく支給率×20%

- ・各事業年度における連結営業利益率、連結ROE及び連結ROICの実績に応じて0%~200%の範囲で変動する。
- ・業績支給率は新たな中期経営計画策定の都度見直す。

当該株式報酬の交付は、対象取締役に対し、取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることにより行う。対象取締役の役位別基礎株式数は、中期経営計画期間中は固定するものとし、対象取締役の役位別のターゲット金額を、中期経営計画期間の初年度の当該株式報酬に係る株式の発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）で除した数とする。対象取締役に付与する金銭報酬債権の額は、当該株式報酬の1株あたりの発行価額に、支給株式数を乗じた額とする。当該株式報酬の1株あたりの発行価額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定する。譲渡制限の解除日は、原則として取締役の退任日とする。

ウ．取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含みます。）

(ア) 業績連動型譲渡制限付株式報酬

上記イ．(イ)と同様。

(イ) 勤務継続型譲渡制限付株式報酬

社内取締役の株式報酬として、一定期間継続して当社の取締役を務めることを譲渡制限解除の条件とする勤務継続型譲渡制限付株式報酬を原則として毎年支給する。当該株式報酬の交付は、対象取締役に対し、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることにより行う。対象取締役の役位別の支給株式数は、中期経営計画期間中は固定するものとし、対象取締役の役位別のターゲット金額を、中期経営計画期間の初年度の当該株式報酬に係る株式の発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）で除した数とする。対象取締役に付与する金銭報酬債権の額は、当該株式報酬の1株あたりの発行価額に、支給株式数を乗じた額とする。当該株式報酬の1株あたりの発行価額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立し

ていない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として対象取締役にて特に有利とならない範囲において取締役会にて決定する。

譲渡制限の解除日は、原則として取締役の退任日とする。

エ. 各報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役報酬制度における社内取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、固定報酬としての月額報酬（基本報酬）と変動報酬として(i)継続的な勤務を条件とした株式報酬、(ii)短期的な業績に連動した現金賞与、(iii)中長期的な業績に連動した株式報酬を適切な割合で組み合わせることにより、健全なインセンティブとして機能させるという基本方針のもと、固定報酬（基本報酬）：勤務継続型譲渡制限付株式報酬：業績連動報酬（現金賞与）：業績連動型譲渡制限付株式報酬＝55%：10%：25%：10%を想定している（なお、社外取締役は基本報酬のみとする。）。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する方針

(ア) 金銭報酬（月額報酬及び現金賞与）

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の月額報酬の額及び社内取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会の答申を受けることとする。

(イ) 株式報酬（勤務継続型譲渡制限付株式報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬）

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各対象取締役の譲渡制限付株式報酬における役位別のターゲット金額、役位別基礎株式数、支給株式数及び現物出資財産としての金銭報酬債権の支給額の配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役会長（会長を置かないときは代表取締役社長）によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会の答申を受けることとする。

カ. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

当社の業績が悪化したときまたは取締役が不祥事を惹起させたときは、各取締役の役員報酬の一部を支給しないことがある。

② 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長坂元繁友氏に対し取締役の個人別の報酬等の決定を委

任しました。

委任された権限の内容並びに当該権限が適切に行使されるようにするために講じた措置の内容は、上記4.(5)①役員報酬等の内容の決定に関する方針オ.のとおりであり、取締役会は、報酬諮問委員会の答申を受け、代表取締役社長に対して、当該答申に基づいた決定を行うことを前提として委任しました。

代表取締役社長へ委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

③ 勤務継続型譲渡制限付株式報酬の内容

勤務継続型譲渡制限付株式報酬による当社の普通株式の発行または処分は原則として毎年行い、対象取締役の役位に基づいて取締役会があらかじめ定めた株式数を譲渡制限付株式として交付します。対象取締役に付与する金銭報酬債権の額は、当該株式報酬の1株当たりの払込金額に、交付株式数を乗じた額とします。当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約Ⅰ」といいます。）を締結するものといたします。

- ア. 対象取締役は、本割当契約Ⅰにより割当を受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式Ⅰ」といいます。）の払込期日から当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任するまでの期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式Ⅰについて、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）。
- イ. 当該取締役が、譲渡制限期間の間で当社の取締役会が定める役務提供予定期間（以下、「役務提供予定期間」といいます。）が満了する前に上記ア. に定める地位を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。その他、本割当株式Ⅰの全部または一部を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合も、当社は、本割当株式Ⅰを無償で取得する。
- ウ. 当社は、当該取締役が、役務提供予定期間中、継続して、上記ア. に定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記イ. に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供予定期間が満了する前に上記ア. に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰの数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- エ. 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記ウ. の定めに基づき譲渡制限

が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

- オ. 上記ア. の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等（以下、総称して「組織再編等」といいます。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供予定期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- カ. 上記オ. に規定する場合においては、当社は、上記オ. の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- キ. 本割当契約Ⅰに関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

④ 業績連動型譲渡制限付株式報酬の内容

業績連動型譲渡制限付株式報酬による当社の普通株式の発行または処分は、原則として業績評価対象期間である各事業年度の終了後に行い、役員別基礎株式数に取締役会があらかじめ定めた業績支給率を乗じた株式数を譲渡制限付株式として交付します。対象取締役に付与する金銭報酬債権の額は、当該株式報酬の1株当たりの払込金額に、交付株式数を乗じた額とします。

なお、当該事業年度における対象取締役の在任期間によって、交付株式数を合理的に調整することがあります。

当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で業績連動型譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約Ⅱ」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ア. 対象取締役は、本割当契約Ⅱにより割当を受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式Ⅱ」といいます。）の払込期日から当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任するまでの期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式Ⅱについて譲渡制限に服する。
- イ. 本割当株式Ⅱの全部または一部を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合、当社は、本割当株式Ⅱを無償で取得する。
- ウ. 当該取締役が任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により上記ア. に定める地位から退任した場合に限り、本割当株式Ⅱの全部について譲渡制限を解除する。

- エ. 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記ウ. の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- オ. 上記ア. の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式Ⅱについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- カ. 本割当契約Ⅱに関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。
 ただし、各事業年度の終了後、最初に開催される定時株主総会の日までに任期満了その他正当な理由により対象取締役が上記ア. に定める地位を退任した場合は、上記と同様の算定式を用いて算出された数の譲渡制限が付されていない普通株式を交付します。また、各事業年度の終了後、最初に開催される定時株主総会の日までに、死亡により対象取締役が退任する場合には、当該対象取締役の相続人に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する予定であった金銭報酬債権相当額の金銭を支払うことといたします。
- 各事業年度終了前に上記ア. に定める地位を退任した場合または一定の非違行為があった場合には株式を交付しないこととします。
- また、各事業年度終了前に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、株式を交付しないこととします。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞 与	業績連動型 株式報酬	勤務継続型 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	204 (50)	171 (50)	14 (-)	4 (-)	15 (-)	9 (5)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	42 (19)	42 (19)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 （うち社外取締役）	246 (69)	213 (69)	14 (-)	4 (-)	15 (-)	12 (7)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除きます。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれ

- ておりません。なお、当事業年度において在任した使用人兼務取締役はおりません。
2. 金銭報酬（現金賞与）に係る業績指標は、当事業年度の連結営業利益率、連結ROE（自己資本利益率）及び連結ROIC（投下資本利益率）であり、これらの業績指標を選定した理由は、これらの業績指標は、企業価値の持続的な向上の指標となるためです。金銭報酬（現金賞与）の額の算定方法は、「4.(5)①役員報酬等の内容の決定に関する方針イ.(ア)」のとおりであり、年度業績支給率は各事業年度における連結営業利益率、連結ROE及び連結ROICの実績に応じて0%～200%の範囲で変動します。なお、当該業績指標に関する実績は、連結営業利益率3.3%、連結ROE（自己資本利益率）0.9%及び連結ROIC（投下資本利益率）2.7%であります。
 3. 業績連動型譲渡制限付株式報酬に係る業績指標は、連結営業利益率、連結ROE（自己資本利益率）及び連結ROIC（投下資本利益率）であり、これらの業績指標を選定した理由は、これらの業績指標は、企業価値の持続的な向上の指標となるためです。業績連動型譲渡制限付株式報酬の額の算定方法は、「4.(5)①役員報酬等の内容の決定に関する方針イ.(イ)」のとおりであり、年度業績支給率は各事業年度における連結営業利益率、連結ROE及び連結ROICの実績に応じて0%～200%の範囲で変動します。なお、当該業績指標に関する実績は、連結営業利益率3.3%、連結ROE（自己資本利益率）0.9%及び連結ROIC（投下資本利益率）2.7%であります。
 4. 業績連動型譲渡制限付株式報酬の額は当事業年度における費用計上額を記載しております。
 5. 勤務継続型譲渡制限付株式報酬の内容は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「4.(5)①役員報酬等の内容の決定に関する方針ウ.(イ)及び③勤務継続型譲渡制限付株式報酬の内容」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
 6. 業績連動型譲渡制限付株式報酬の内容は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「4.(5)①役員報酬等の内容の決定に関する方針ウ.(ア)及び④業績連動型譲渡制限付株式報酬の内容」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
 7. 取締役（監査等委員を除きます。）の金銭報酬の額は、2020年6月29日開催の第97回定時株主総会において年額450百万円以内（うち社外取締役分年額150百万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人兼務分給与は含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除きます。）の員数は、9名（うち社外取締役5名）です。
 8. 金銭報酬とは別枠で、2024年6月24日開催の第101回定時株主総会において、取締役（監査等委員及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）の勤務継続型譲渡制限付株式報酬は年額63百万円以内、株式数の上限を年19,000株以内とし、勤務継続型譲渡制限付株式の発行または処分当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結すると決議いただいております。当該割当契約の概要は、「4.(5)③勤務継続型譲渡制限付株式報酬の内容」とおりであります。また、当該株主総会において、対象取締役の業績連動型譲渡制限付株式報酬は年額126百万円以内、株式数の上限を年22,000株以内とし、業績連動型譲渡制限付株式の発行または処分当たっては、当社と対象取締役との間で、業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結すると決議いただいております。当該割当契約の概要は、「4.(5)④業績連動型譲渡制限付株式報酬の内容」とおりであります。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名です。
 9. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第96回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
取 締 役	佐 藤 潔	マツダ株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
取 締 役	岩 崎 清 悟	—	—
取 締 役	寺 脇 一 峰	シン・ベル法律事務所弁護士 鹿島建設株式会社社外取締役	特別の関係はありません。
取 締 役	早 川 知 佐	カルビー株式会社執行役員カルビーアジア・ オセアニアリージョンCFO 株式会社ミルボン社外取締役	特別の関係はありません。
取 締 役	板 垣 絵 里	—	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	今 村 昭 文	ひびき法律事務所弁護士 JBCCホールディングス株式会社社外取締役 (監査等委員) 大友ロジスティクスサービス株式会社社外監査役 株式会社協和精工社外監査役	特別の関係はありません。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	荻 茂 生	荻公認会計士事務所公認会計士 アルコニックス株式会社社外監査役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	発言状況及び役割に期待される職務の概要
取締役	佐藤 潔	16回中16回 (100%)	—	他社での豊富な企業経営経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、企業経営面に関し発言を行うなど、当該役割を適切に果たしております。また、指名・報酬諮問委員会に所属し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担うとともに、指名諮問委員会においては、委員長として主導的な役割を果たしております。
取締役	岩崎 清悟	16回中16回 (100%)	—	他社での豊富な企業経営経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、企業経営面に関し発言を行うなど、当該役割を適切に果たしております。また、指名・報酬諮問委員会に所属し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担うとともに、報酬諮問委員会においては、委員長として主導的な役割を果たしております。
取締役	寺脇 一峰	16回中15回 (94%)	—	検察官及び弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、法律面に関し発言を行うなど、当該役割を適切に果たしております。また、報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	早川 知佐	16回中16回 (100%)	—	他社での豊富な業務経験と税理士、証券アナリストとしての高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、財務面に関し発言を行うなど、当該役割を適切に果たしております。また、指名諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者選定の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	板垣 絵里	16回中16回 (100%)	—	大手監査法人及び公認会計士事務所に長年従事し得られた会計分野における専門的知見及び他社社外役員として得られた豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、財務面に関し発言を行うなど、当該役割を適切に果たしております。

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等 委員会 出席状況	発言状況及び 社外取締役に期待される役割に 関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	今村 昭文	16回中16回 (100%)	14回中14回 (100%)	弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、法律面に関し発言を行うとともに、監査等委員会において監査に関し法的視点から発言を行うなど、当該役割を適切に果たしております。また、指名諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者選定の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	荻 茂生	16回中16回 (100%)	14回中14回 (100%)	公認会計士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、取締役会において、財務面に関し発言を行うとともに、監査等委員会において監査に関し財務的視点から発言を行うなど、当該役割を適切に果たしております。また、報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	67百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などの妥当性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外連結子会社SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICAは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には会計監査人を解任し、また、会社都合の場合の他、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会に提出する議案を決定いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあります。

係る認識の下、当社は、①大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに②大規模買付者の提案が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大規模買付行為等または当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行うこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じて参ります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益性の向上に向けて経営体質の強化を図りながら、安定配当を維持し、業績に応じた利益配分をしていくことを基本方針としております。利益剰余金につきましては、企業の継続的発展のため将来の事業展開等を戦略的に判断し、人的資本の強化や生産設備、技術開発、海外展開等に有効に投資していくとともに、継続して株主の皆様への適正な利益還元を実施してまいります。

当期につきましては、第2四半期末配当は1株当たり70.0円を実施いたしました。期末配当は1株当たり70.0円とさせていただきます。この結果、年間で1株当たり140.0円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	124,745	流 動 負 債	44,578
現金及び預金	37,890	買掛金	12,924
受取手形、売掛金及び契約資産	22,745	電子記録債務	2,220
電子記録債権	3,912	短期借入金	10,733
有価証券	5,000	リース債務	274
商品及び製品	14,171	未払法人税等	654
仕掛品	35,562	未払費用	2,255
原材料及び貯蔵品	334	契約負債	10,458
その他の流動資産	5,228	賞与引当金	2,276
貸倒引当金	△99	製品保証引当金	786
		その他の流動負債	1,994
固 定 資 産	48,730	固 定 負 債	10,357
有 形 固 定 資 産	33,512	長期借入金	59
建物及び構築物	20,637	リース債務	469
機械装置及び運搬具	4,293	繰延税金負債	3,165
土地	6,778	役員退職慰労引当金	29
リース資産	704	退職給付に係る負債	6,035
建設仮勘定	219	資産除去債務	573
その他の有形固定資産	879	その他の固定負債	24
無 形 固 定 資 産	984	負 債 合 計	54,935
のれん	324	(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産	660	株 主 資 本	100,754
投 資 其 他 の 資 産	14,233	資本金	12,484
投資有価証券	12,006	資本剰余金	11,539
出資金	264	利益剰余金	80,313
長期貸付金	765	自己株式	△3,583
繰延税金資産	520	その他の包括利益累計額	17,786
その他の投資	1,473	その他有価証券評価差額金	6,766
貸倒引当金	△797	為替換算調整勘定	8,470
		退職給付に係る調整累計額	2,549
資 産 合 計	173,476	純 資 産 合 計	118,541
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	173,476

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金	額
売上高		132,815
売上原価		91,460
売上総利益		41,354
販売費及び一般管理費		36,987
営業利益		4,367
営業外収益		
受取利息及び配当金	859	
その他の営業外収益	466	1,326
営業外費用		
支払利息	156	
その他の営業外費用	535	691
経常利益		5,002
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	2,376	
負ののれん発生益	118	
関係会社株式売却益	58	2,554
特別損失		
減損損失	2,177	
固定資産処分損	359	
関係会社出資金評価損	406	
特別退職金	1,058	4,002
税金等調整前当期純利益		3,554
法人税、住民税及び事業税	2,521	
法人税等調整額	4	2,525
当期純利益		1,028
親会社株主に帰属する当期純利益		1,028

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,484	11,538	82,222	△3,631	102,613
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,309		△3,309
親会社株主に帰属する当期純利益			1,028		1,028
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬		1		48	50
連 結 範 囲 の 変 動			371		371
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	1	△1,909	48	△1,858
当 期 末 残 高	12,484	11,539	80,313	△3,583	100,754

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	6,448	6,596	1,512	14,557	117,171
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△3,309
親会社株主に帰属する当期純利益					1,028
自 己 株 式 の 取 得					△0
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬					50
連 結 範 囲 の 変 動		28	4	33	404
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	317	1,846	1,031	3,195	3,195
当 期 変 動 額 合 計	317	1,874	1,036	3,228	1,369
当 期 末 残 高	6,766	8,470	2,549	17,786	118,541

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	85,992	流動負債	34,455
現金及び預金	21,262	買掛金	9,890
受取手形	237	電子記録債務	1,754
売掛金及び契約資産	19,497	短期借入金	10,135
電子記録債権	3,160	リース債務	16
有価証券	5,000	未払金	249
商品及び製品	5,161	未払法人税等	29
仕掛品	24,381	未払費用	1,444
原材料及び貯蔵品	38	契約負債	7,419
短期貸付金	3,055	賞与引当金	1,645
未収入金	2,782	製品保証引当金	558
その他の流動資産	1,471	その他の流動負債	1,313
貸倒引当金	△56	固定負債	10,383
固定資産	51,499	リース債務	33
有形固定資産	23,023	繰延税金負債	2,956
建物及び構築物	16,337	退職給付引当金	6,900
機械及び装置	2,547	資産除去債務	493
車両及び運搬具	4	負債合計	44,838
工具、器具及び備品	508	(純資産の部)	
土地	3,510	株主資本	85,886
リース資産	45	資本金	12,484
建設仮勘定	68	資本剰余金	11,539
無形固定資産	447	資本準備金	11,538
その他の無形固定資産	447	その他資本剰余金	1
投資その他の資産	28,028	利益剰余金	65,444
投資有価証券	11,870	その他利益剰余金	65,444
関係会社株式	9,483	固定資産圧縮積立金	5,210
関係会社出資金	2,329	繰越利益剰余金	60,233
長期貸付金	3,849	自己株式	△3,583
長期前払費用	21	評価・換算差額等	6,766
その他の投資	1,006	その他有価証券評価差額金	6,766
貸倒引当金	△534	純資産合計	92,652
資産合計	137,491	負債・純資産合計	137,491

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金	額
売 上 高		93,397
売 上 原 価		71,050
売 上 総 利 益		22,347
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		21,261
営 業 利 益		1,085
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,089	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	499	3,588
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	171	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	494	665
経 常 利 益		4,007
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,376	2,377
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	352	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	2,361	2,714
税 引 前 当 期 純 利 益		3,670
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,305	
法 人 税 等 調 整 額	△88	1,217
当 期 純 利 益		2,453

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	12,484	11,538	－	11,538	5,475	60,824	66,300	△3,631	86,692
当 期 変 動 額									
固定資産圧縮積立金の取崩				－	△265	265	－		－
剰 余 金 の 配 当				－		△3,309	△3,309		△3,309
当 期 純 利 益				－		2,453	2,453		2,453
自 己 株 式 の 取 得				－			－	△0	△0
譲渡制限付株式報酬			1	1			－	48	50
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1	1	△265	△591	△856	48	△806
当 期 末 残 高	12,484	11,538	1	11,539	5,210	60,233	65,444	△3,583	85,886

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	6,448	6,448	93,140
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰 余 金 の 配 当			△3,309
当 期 純 利 益			2,453
自 己 株 式 の 取 得			△0
譲渡制限付株式報酬			50
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	317	317	317
当 期 変 動 額 合 計	317	317	△488
当 期 末 残 高	6,766	6,766	92,652

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

芝浦機械株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中原 義勝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大久保 豊
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、芝浦機械株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、芝浦機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

芝浦機械株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中原 義 勝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大久保 豊
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、芝浦機械株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式も交えて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

芝浦機械株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員(議長) 高 橋 宏 ㊟

監 査 等 委 員 今 村 昭 文 ㊟

監 査 等 委 員 荻 茂 生 ㊟

(注) 監査等委員今村昭文及び荻茂生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 3階 「ROOM1+2+3」



「日本橋駅」 A7出口 直結（東京メトロ東西線・銀座線、都営地下鉄浅草線）

「東京駅」 八重洲北口徒歩約4分（JR線、東京メトロ丸ノ内線）

📍 アクセス

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。